

一般社団法人京都乳癌研究ネットワーク (KBCRN) 会員規則

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人京都乳癌研究ネットワーク（以下「当法人」という。）の会員の資格について、以下のとおり定めるものとする。

(資格)

第2条 定款第6条の規定によって、当法人の社員としてとして入会（入社）することができる者を正会員（社員）と呼ぶ

2 正会員は、定款第12条の規定により、総会の構成員で議決権を有する。

3 正会員は次の各号の一つに該当する者でなければならない。

(1) 乳癌の予防、診断及び治療に関する知識と経験を有する医師又は歯科医師

(2) 乳癌の予防、診断及び治療に関する知識を有する研究者で、学士、修士又は博士の称号を有する者（医学、理学、薬学等）

(3) 乳癌の予防、診断及び治療に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格を有する者

(正会員の手続)

第3条 当法人の正会員になろうとする者は、入会申込フォームに、所定の事項をすべて入力し、当法人事務所に送信し、入会金の案内が届き次第支払わなければならない。

(準会員)

第4条 当法人に、正会員の他に準会員を置く。

2 準会員は、乳癌の予防、診断及び治療に関心をもつ医療に関わる資格を有する者で、第2条の正会員の資格に該当しない者でなければならない。

(準会員の手続)

第5条 当法人の準会員になろうとする者は、入会フォームに、所定の事項をすべて入力し、当法人事務所に送信し、入会金の案内が届き次第支払わなければならない。

(退会規定)

第6条 当法人を退会する場合は、当該事務局へ書面（電話不可）にて連絡の上、所定の退会手続きを取る。その場合、入会金・年会費の払戻しはできない。

(年会費滞納者の取扱い)

第7条 前年度の年会費を納入していない正会員は、年会費の納入があるまで、社員としての資格を中止する。

2 定款第10条第4号の規定による社員の資格喪失は、以下の手続によって行う。

(1) 当年度終了後、直近に開催される理事会に報告した上で、次回社員総会において社員資格喪失の決議を行うことを、当該総会の1週間前までに当該正会員に通知する。

(2) 前号の措置の後に、滞納年会費が全額納入された場合、又は当該正会員が書面により、若しくは直接総会に出席して事由を述べ、その事由が妥当と判断された場合を

除き、総会の決議を経て、当該正会員の社員資格を喪失するものとする。

- (3) 前号の規定により社員資格を喪失した者が復権を求めた場合、社員資格喪失期間が1年以下で、かつ未納年会費及び社員資格喪失期間の年会費の納入があった場合に限り、正会員として復権することを認め、社員資格喪失期間も含めて継続して正会員であったものとする。この場合においては、第3条の規定による入会手続きを取る必要はない。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成27年9月26日から施行する。